

株 主 各 位

東京都町田市鶴間1670番地
株式会社 ケーユーホールディングス
取締役社長 井上 恵 博

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
本年3月の東日本大震災により被災されました株主の皆様には、心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月27日(月曜日)までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月28日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都町田市鶴間1670番地
当社本社5階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第39期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.ku-hd.com>)において掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、アジアを中心とした堅調な海外マーケットや政府の景気対策に支えられ、持ち直しの傾向にありましたが、原油価格はじめ原材料価格の高騰に加え円高の影響により、年度後半にかけて、足踏み状態が続きました。さらに東日本大震災の発生により、インフラの棄損やサプライチェーンの混乱、電力不足の影響で生産が停滞し、消費マインドが低迷する等、足元の景気は急速に悪化しております。

自動車販売業界におきましては、エコカー減税等の政府支援策終了後に急減した新車販売が、年明け以降底打ちの兆しを見せておりましたが、東日本大震災後は再び大幅に落ち込みました。年度を通しての軽自動車を含めた新車の総販売台数は減少に転じ、460万台(対前年度比5.7%減少)となりました。一方、外国メーカー車の新車販売台数は、182千台(同9.7%増加)となりました。

国産中古車マーケットにつきましては、軽自動車を含めた中古車登録台数は652万台(同0.2%減少)と5年連続で前年度を下回る結果となりました。

このような状況下、当社グループの経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高は、前年度に比べ6,096百万円増加の43,204百万円(対前年度比16.4%増加)となりました。カテゴリー別では、国産車は、前年度に比べ2,692百万円増加の16,811百万円(同19.1%増加)となりました。また、輸入車は、前年度に比べ3,214百万円増加の18,679百万円(同20.8%増加)となりました。

修理売上高は、前年度に比べ166百万円増加の4,826百万円(同3.6%増加)となりました。また、手数料収入は、販売台数の増加等に伴い、前年度に比べ53百万円増加の2,474百万円(同2.2%増加)となりました。

売上原価は、前年度に比べ5,068百万円増加の

34,765百万円（同17.1%増加）となりました。この結果原価率は、80.5%と前年度に比べ0.5ポイント悪化しました。

販売費及び一般管理費は、前年度に比べ486百万円増加の6,557百万円（同8.0%増加）となりました。経費率は、15.2%と前年度に比べ1.2ポイント改善しました。

営業利益は、前年度に比べ540百万円増加の1,880百万円（同40.4%増加）となり、営業利益率は、前年度に比べ0.8ポイント改善し4.4%となりました。

営業外損益は、純収益が前年度に比べ25百万円減少の86百万円となり、経常利益は、前年度に比べ515百万円増加の1,967百万円（同35.5%増加）となりました。

特別損益は、前連結会計年度においては、収用補償金等により4,857百万円の純利益を計上していましたが、当連結会計年度では、不動産の売却益を計上したものの一部店舗の減損損失を計上したこと等により、純損失が578百万円となり、税金等調整前当期純利益は、前年度に比べ4,920百万円減少の1,389百万円（同78.0%減少）となりました。

この結果、当期純利益は、前年度に比べ3,136百万円減少の551百万円（同85.0%減少）となりました。

(2) 販売の状況

（単位：百万円）

| 期 別 商品別 | | 第38期 (平成22年3月期) | | | 第39期 (平成23年3月期) | | | 売上高 増減率 |
|------------|-----|--------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|------------|
| | | 台数 | 売上高 | 構成比 | 台数 | 売上高 | 構成比 | |
| 四輪車 | 新 車 | 3,267台 | 11,378 | 30.7% | 3,808台 | 13,507 | 31.2% | 18.7% |
| | 中古車 | 17,464台 | 18,207 | 49.0% | 20,077台 | 21,983 | 50.9% | 20.7% |
| | 小 計 | 20,731台 | 29,585 | 79.7% | 23,885台 | 35,491 | 82.1% | 20.0% |
| 二輪車 | 新 車 | 117台 | 215 | 0.6% | 105台 | 216 | 0.5% | 0.5% |
| | 中古車 | 232台 | 227 | 0.6% | 167台 | 195 | 0.5% | △13.8% |
| | 小 計 | 349台 | 442 | 1.2% | 272台 | 412 | 1.0% | △6.8% |
| 修理売上高 | | — | 4,659 | 12.6% | — | 4,826 | 11.2% | 3.6% |
| 手数料収入 | | — | 2,421 | 6.5% | — | 2,474 | 5.7% | 2.2% |
| 合 計 | | — | 37,108 | 100.0% | — | 43,204 | 100.0% | 16.4% |

(3) 対処すべき課題

自動車販売業界におきましては、若年齢層の減少および自動車に対する嗜好の変化等構造的な要因に加え、景気低迷の長期化による個人消費の落込み等の影響により、マーケットは縮小傾向にあります。さらに、東日本大震災の発生により、生産および需要の両方が大きな影響を受け、国内の自動車販売業界は、かつてない厳しい状況に直面しております。

当社グループは、これまでも組織のスリム化と業務の効率化により生産性の向上を図るとともに、経費のコントロールを一層強め、総需要が減少する経営環境においても十分な利益を確保できる企業体質の構築に努めてまいりました。今後も引続き収益力の強化を図りつつ、一方で、店舗網の拡充や純粹持株会社の特徴と当社グループの財務面での強みを活かしたM&Aの積極的な展開等を通じ、グループの成長を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は3,380百万円であり、主なものは次のとおりであります。

| | |
|---------------------------|----------|
| 株式会社シュテルン世田谷 | |
| メルセデス・ベンツあざみ野 | 1,725百万円 |
| メルセデス・ベンツ世田谷南 | 488百万円 |
| 株式会社モトーレン東名横浜 | |
| Tomei-Yokohama BMW 東名横浜本店 | 435百万円 |

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 年度 区分 | 第 36 期 (平成20年3月期) | 第 37 期 (平成21年3月期) | 第 38 期 (平成22年3月期) | 第39期(当期) (平成23年3月期) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 四輪車売上台数 | 24,915台 | 22,576台 | 20,731台 | 23,885台 |
| 二輪車売上台数 | 1,278台 | 507台 | 349台 | 272台 |
| 売 上 高 | 48,948 | 41,758 | 37,108 | 43,204 |
| 売 上 総 利 益 | 9,050 | 8,020 | 7,411 | 8,438 |
| 営 業 利 益 | 1,909 | 1,363 | 1,339 | 1,880 |
| 経 常 利 益 | 2,009 | 1,500 | 1,452 | 1,967 |
| 当 期 純 利 益 | 787 | 481 | 3,687 | 551 |
| 1株当たり当期純利益 | 43円42銭 | 26円86銭 | 215円50銭 | 34円06銭 |
| 総 資 産 | 28,655 | 28,455 | 29,159 | 29,469 |
| 純 資 産 | 20,970 | 20,896 | 24,388 | 24,426 |
| 1株当たり純資産 | 1,153円85銭 | 1,214円76銭 | 1,441円75銭 | 1,540円12銭 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------|--------|--------|--|
| 株式会社ケーユー | 50百万円 | 100.0% | 国産新車中古車、輸入新車中古車の販売・修理業 |
| 株式会社ファイブスター東名横浜 | 30百万円 | 100.0% | クライスラー・ジープ・ダッジ車、GM車、ハーレーダビッドソン車の販売・修理業 |
| 株式会社シュテルン世田谷 | 355百万円 | 100.0% | メルセデス・ベンツ車の販売・修理業 |
| 株式会社モトレン東名横浜 | 50百万円 | 100.0% | BMW車およびMINI車の販売・修理業 |

(注) 上記重要な子会社4社は、連結子会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県および栃木県を主要営業地域として、四輪自動車および二輪自動車の販売、修理を主たる事業とし、それらに付帯する事業を展開しております。

(8) 主要な事業所

① 株式会社ケーユー

| 名 | 称 | 所在地 |
|---|------------|----------|
| 本 | 店 | 東京都町田市 |
| 八 | 王子店 | 東京都八王子市 |
| 東 | 大和店 | 東京都東大和市 |
| 相 | 模原西店 | 相模原市南区 |
| 横 | 須賀店 | 神奈川県横須賀市 |
| 秦 | 野店 | 神奈川県秦野市 |
| 戸 | 塚店 | 横浜市戸塚区 |
| 千 | 葉店 | 千葉市中央区 |
| 千 | 葉ニュータウン店 | 千葉県印西市 |
| 久 | 喜白岡店 | 埼玉県白岡町 |
| 三 | 郷インター店 | 埼玉県三郷市 |
| 菖 | 蒲店 | 埼玉県久喜市 |
| 宇 | 都宮インターパーク店 | 栃木県宇都宮市 |
| 買 | 取専門鶴野森店 | 相模原市南区 |
| 買 | 取専門平塚店 | 神奈川県平塚市 |

② 株式会社ファイブスター東名横浜

| 名 | 称 | 所在地 |
|----------------|------|---------|
| クライスラー・ジープ・ダッジ | 東名横浜 | 東京都町田市 |
| クライスラー・ジープ・ダッジ | 相模原 | 相模原市中央区 |
| G M シボレー | 東名横浜 | 東京都町田市 |
| ハーレーダビッドソン | 相模原 | 相模原市中央区 |

③ 株式会社シュテルン世田谷

| 名 | 称 | 所在地 |
|-----------------|------|---------|
| メルセデス・ベンツ | 東名横浜 | 東京都町田市 |
| メルセデス・ベンツ | 多摩 | 東京都多摩市 |
| メルセデス・ベンツ | 世田谷南 | 東京都世田谷区 |
| メルセデス・ベンツ | 世田谷南 | 東京都世田谷区 |
| サーティファイドカー・センター | | 東京都世田谷区 |
| メルセデス・ベンツ | あざみ野 | 横浜市青葉区 |

④ 株式会社モトーレン東名横浜

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------------------------|-----------------|
| Tomei-Yokohama BMW 東名横浜本店 | 東 京 都 町 田 市 |
| Tomei-Yokohama BMW 横浜三ツ沢支店 | 横 浜 市 神 奈 川 区 |
| Tomei-Yokohama BMW 横浜磯子支店 | 横 浜 市 磯 子 区 |
| Tomei-Yokohama BMW 横須賀支店 | 神 奈 川 県 横 須 賀 市 |
| BMW Premium Selection 町田鶴川 | 東 京 都 町 田 市 |
| BMW Premium Selection 横浜六角橋 | 横 浜 市 神 奈 川 区 |
| BMW Premium Selection 横浜山下公園 | 横 浜 市 中 区 |

(9) 従業員の状況

| 部 門 名 | 従 業 員 数 |
|---------------------|---------|
| 国 産 車 販 売 事 業 | 230名 |
| 輸 入 車 デ ィ ー ラ ー 事 業 | 274名 |
| 管 理 部 門 | 40名 |
| 合 計 | 544名 |

(10) 主要な借入先の状況

| 借 入 先 | 借 入 残 高 |
|-----------------|---------|
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行 | 3百万円 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

第7回新株予約権（平成22年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 760個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 76,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成22年8月1日から平成52年7月31日まで

・新株予約権の行使条件

- ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は新株予約権を行使できるものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

・交付の状況

| | | |
|--------|----|------|
| 当社取締役 | 7名 | 650個 |
| 当社執行役員 | 4名 | 110個 |

(2) 当事業年度末日における会社役員の新株予約権等の保有状況

第3回新株予約権（平成18年8月7日発行）

- ・新株予約権の数 990個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 99,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額
金銭の払込みを要しない（無償）
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり107,500円
- ・新株予約権の行使期間
平成20年8月1日から平成25年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にあることを要する。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。
 - ③ 行使請求日の前日終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）が行使価額に1.05を乗じた金額に満たない場合は、行使できない。
 - ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは、当社の承認を要するものとする。

第4回新株予約権（平成19年10月1日発行）

- ・新株予約権の数 310個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 31,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成19年10月2日から平成49年10月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日、もしくは、当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ行使できるものとする。

- ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで行使できるものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

第5回新株予約権（平成20年9月1日発行）

- ・新株予約権の数 370個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 37,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成20年9月2日から平成50年9月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第6回新株予約権（平成21年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 370個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 37,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成21年8月1日から平成51年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

当社役員の保有状況

| | 名 称 | 個 数 | 保有者数 |
|-------|----------|-------|------|
| 取 締 役 | 第3回新株予約権 | 990 個 | 7 名 |
| | 第4回新株予約権 | 310 個 | 7 名 |
| | 第5回新株予約権 | 370 個 | 7 名 |
| | 第6回新株予約権 | 370 個 | 7 名 |
| | 第7回新株予約権 | 650 個 | 7 名 |

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な 兼職の状況 |
|-----------------|---------|--|
| 代 表 取 締 役 兼 社 長 | 井 上 恵 博 | 株 式 会 社 ケー ュー 代 表 取 締 役 会 長 株 式 会 社 シ ュ テ ル ン 世 田 谷 代 表 取 締 役 会 長 株 式 会 社 モ トー レ ン 東 名 横 浜 代 表 取 締 役 会 長 株 式 会 社 フ ァ イ ブ ス ター 東 名 横 浜 代 表 取 締 役 会 長 |
| 代 表 取 締 役 副 社 長 | 板 東 徹 行 | 株 式 会 社 シ ュ テ ル ン 世 田 谷 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 フ ァ イ ブ ス ター 東 名 横 浜 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 モ トー レ ン 東 名 横 浜 代 表 取 締 役 社 長 |
| 代 表 取 締 役 副 社 長 | 井 上 久 尚 | 株 式 会 社 ケー ュー 代 表 取 締 役 社 長 |
| 専 務 取 締 役 | 今 関 諭 志 | — |
| 常 務 取 締 役 | 橋 本 雅 之 | — |
| 取 締 役 | 堀 内 伸 泰 | 総 合 企 画 部 長 |
| 取 締 役 | 稲 垣 正 義 | 店 舗 開 発 部 長 |
| 常 勤 監 査 役 | 大 石 雄 三 | — |
| 監 査 役 | 細 野 泰 司 | 細 野 コ ン ク リ ー ト 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 細 野 商 事 代 表 取 締 役 細 野 運 輸 株 式 会 社 代 表 取 締 役 |
| 監 査 役 | 細 野 保 | 株 式 会 社 細 野 商 会 代 表 取 締 役 |

- (注) 1. 監査役細野泰司氏および細野保氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役細野泰司氏および細野保氏がそれぞれ兼職している他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役松本洋四郎氏は、平成22年9月30日付けで辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

| | 人 数 | 報 酬 等 の 総 額 |
|-------|-----|-------------|
| 取 締 役 | 7 名 | 164百万円 |
| 監 査 役 | 4 名 | 4 百万円 |
| 合 計 | 11名 | 169百万円 |

- (注) 1. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度の費用計上額12百万円を含んでおります。
2. 上記のうち社外監査役に対する報酬等の総額は3名900千円であります。なお、9月30日をもって辞任した社外監査役の報酬を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、14頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|---------|---|
| 監 査 役 | 細 野 泰 司 | 当事業年度開催の取締役会には、18回中10回に出席し、また、監査役会には11回中8回に出席し、主に経営者の見地から、議案等につき有益な指摘を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 細 野 保 | 当事業年度開催の取締役会には、18回中15回に出席し、また、監査役会には11回中11回に出席し、主に経営者の見地から、議案等につき有益な指摘を適宜行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | |
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 27百万円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 0百万円 |
| 合 計 | 27百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

国際財務報告基準導入の検討に係るアドバイザー業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性および信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合、監査役会の同意を得て、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人等を会計監査人として選任する旨の議案を株主総会にお諮りする方針であります。

当社監査役会は、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性および信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合であって、取締役会の判断と相違する場合、取締役会に対し、会計監査人の解任または不再任および新たな会計監査人の選任を株主総会の会議の目的事項とすることを請求いたします。特に、会社法第340条第1項各号所定事由に該当すると認められる場合であって、必要と判断するときには、当社監査役会は、会計監査人の解任をすることがあります。

6. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり定めております。当社取締役会は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範を定め、法令遵守精神の涵養と企業倫理の確立を図り、公正で透明な企業風土の構築に努めてまいります。また、コンプライアンス規程に基づき、各職制や研修等を通じ指導教育を実施し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合する体制の整備を行います。

取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するとともに、内部通報制度を設け、コンプライアンス上の問題に係る情報を全ての役職員から広く収集いたします。

内部監査室は、監査役会と連携し、法令等の遵守状況を定期的に監査を行い、その結果を取締役に報告いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会等重要な会議の審議経過や意思決定の記録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、取締役の職務執行に係る情報につきましては、法令および社内規程に基づき保存することといたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社的なリスクを把握・評価し適切な対応を行うために、リスク管理規程に基づきリスク管理体制の整備を図ります。またリスク管理の実効性確保のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、取締役をリスク管理総括責任者に任命し、リスク管理の一元化を図ります。

リスク管理総括責任者は、全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜（緊急の場合は直ちに）社長および必要に応じ取締役会に報告を行うとともに、必要な対策や予防措置を検討するものといたします。

また、災害をはじめとする不測の事態に対しては、緊急事態対策規程に則り迅速かつ適切な対応により損失の極小化を図る体制を整備いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会および必要に応じ臨時取締役会を開催するほか、原則毎月1回グループ各社の取締役、執行役員および常勤監査役をメンバーとする経営会議を開催し、グループの経営戦略や取締役会に上程する重要案件の事前審議を行う等、取締役の意思決定および職務執行の効率化を図ります。

業務の運営および進捗状況の管理につきましては、毎年取締役会の決議を経て策定する年度計画（予算）に基づき、各部門に明確な目標を設定し、取締役会がその進捗管理を行います。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、全体最適の観点から必要な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。

当社の社長および取締役の多くは、グループ各社の取締役を兼務しており、グループ各社の運営を監視・監督しております。また経営会議において、グループ各社の情報交換や、グループの経営戦略についての必要な協議を行っております。

当社の常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼

務しているほか、内部監査室が定期的にグループ各社を監査する等グループの業務の適正を確保する体制を整備いたします。

また当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための統制の強化と、財務報告に係る内部統制の評価基準に則り、公正妥当な評価を行う体制の整備を図ります。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役および監査役会の職務を補助する職員を他部署との兼務で配置しております。当該職員の人事考課および人事異動に関しては、監査役会の意見を聴取することといたします。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告いたします。常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等主要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の進捗状況について報告を受ける体制といたします。また監査役は、業務執行に係る重要な文書および稟議書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることといたします。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行います。また内部監査人とも密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高めることといたします。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範に則り、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響をおよぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨みます。また、コンプライアンス規程において反社会的勢力との対決を謳い、さらにコンプライアンスマニュアルで具体的内容を定めることにより、グループ全ての役職員への徹底を図り、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 〔流動資産〕 | [10,489] | 〔流動負債〕 | [2,970] |
| 現金及び預金 | 3,414 | 買掛金 | 1,129 |
| 売掛金 | 824 | 1年内返済予定の長期借入金 | 9 |
| 有価証券 | 10 | 未払金及び未払費用 | 372 |
| 商品及び製品 | 5,215 | 未払法人税等 | 477 |
| 仕掛品 | 39 | 賞与引当金 | 191 |
| 原材料及び貯蔵品 | 152 | 資産除去債務 | 20 |
| 前払費用 | 108 | その他 | 770 |
| 繰延税金資産 | 263 | 〔固定負債〕 | [2,072] |
| その他 | 463 | 繰延税金負債 | 1,479 |
| 貸倒引当金 | △ 2 | 長期借入金 | 107 |
| | | 資産除去債務 | 61 |
| 〔固定資産〕 | [18,979] | その他 | 424 |
| (有形固定資産) | (17,285) | 負債合計 | 5,042 |
| 建物及び構築物 | 6,180 | 純資産の部 | |
| 機械装置及び運搬具 | 735 | 〔株主資本〕 | [24,296] |
| 工具・器具・備品 | 78 | (資本金) | (6,321) |
| 土地 | 9,802 | (資本剰余金) | (6,439) |
| 建設仮勘定 | 488 | (利益剰余金) | (16,815) |
| (無形固定資産) | (52) | (自己株式) | (△5,279) |
| (投資その他の資産) | (1,642) | 〔その他の包括利益累計額〕 | [48] |
| 投資有価証券 | 700 | (その他有価証券評価差額金) | (48) |
| 繰延税金資産 | 33 | 〔新株予約権〕 | [80] |
| その他 | 934 | 純資産合計 | 24,426 |
| 貸倒引当金 | △ 26 | 負債・純資産合計 | 29,469 |
| 資産合計 | 29,469 | | |

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--|-----|--------|
| 売 上 高 | | 43,204 |
| 売 上 原 価 | | 34,765 |
| 売 上 総 利 益 | | 8,438 |
| 販売費及び一般管理費 | | 6,557 |
| 営 業 利 益 | | 1,880 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 9 | |
| 受 取 地 代 家 賃 | 51 | |
| そ の 他 | 69 | 130 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 5 | |
| 賃 貸 資 産 減 価 償 却 費 | 8 | |
| 賃 貸 資 産 賃 借 料 | 28 | |
| そ の 他 | 1 | 44 |
| 経 常 利 益 | | 1,967 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 5 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 237 | |
| そ の 他 | 0 | 243 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 56 | |
| 資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額 | 45 | |
| 減 損 損 失 | 718 | |
| そ の 他 | 1 | 821 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,389 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 741 |
| 法人税等調整額 | | 95 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 551 |
| 当 期 純 利 益 | | 551 |

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-----------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成22年3月31日 残高 | 6,321 | 6,439 | 16,428 | △4,942 | 24,247 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | △164 | — | △164 |
| 当期純利益 | — | — | 551 | — | 551 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △337 | △337 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額) | — | — | — | — | — |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | 386 | △337 | 49 |
| 平成23年3月31日 残高 | 6,321 | 6,439 | 16,815 | △5,279 | 24,296 |

(単位：百万円)

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------------|------------------|-------------------|-------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 平成22年3月31日 残高 | 73 | 73 | 67 | 24,388 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | △164 |
| 当期純利益 | — | — | — | 551 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △337 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額) | △24 | △24 | 13 | △11 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △24 | △24 | 13 | 38 |
| 平成23年3月31日 残高 | 48 | 48 | 80 | 24,426 |

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

| | |
|-----------------|----|
| 連結子会社の数 | 5社 |
| 株式会社ケーユー | |
| 株式会社ファイブスター東名横浜 | |
| 株式会社シュテルン世田谷 | |
| 株式会社モトーレン東名横浜 | |
| 株式会社ファーレン神奈川中央 | |
2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社5社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

| | |
|--------------------|---|
| その他有価証券 時価のあるもの | 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
 - ② デリバティブ
時価法
 - ③ たな卸資産

| | |
|--------|--|
| 商 品 | 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| イ. 新 車 | |
| ロ. 中古車 | 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 原 材 料 | 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 仕 掛 品 | 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
(リース資産を除く)

| | |
|-----|--|
| 定率法 | ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 |
| | なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 |
| | 建物及び構築物 5年～40年 |
| | 機械装置及び運搬具 2年～15年 |
| | 工具・器具・備品 2年～20年 |
 - ② 無形固定資産
(リース資産を除く)

| | |
|--------|------------------------|
| ソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）による定額法 |
|--------|------------------------|
 - ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。

5. その他の重要な会計方針

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ3百万円、税金等調整前当期純利益は49百万円減少しております。

表示方法の変更

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。

連結貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 担保に供している資産
商品及び製品 245百万円
上記物件について、買掛金271百万円の担保に供しております。
3. 有形固定資産の減価償却累計額 3,468百万円

連結損益計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 減損損失
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場 所 | 用 途 | 種 類 | 金額(百万円) |
|------------------|-------|-----|---------|
| 千葉県千葉市 千葉県市原市 | 事業用資産 | 土地 | 718 |

事業用資産については、管理会計上の事業所単位ごとにグルーピングしております。

収益性が低下している上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（718百万円）として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価価額を参考に評価しております。

連結株主資本等変動計算書関係

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 23,063,012株
- 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 7,255,424株
- 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計 年度末残高 (百万円) |
|-------------|-------------------|--------------------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|-------------------------|
| | | | 前連結 会計年度末 | 当連結会計 年度増加 | 当連結会計 年度減少 | 当連結 会計年度末 | |
| 当社 (親会社) | 平成18年新株予約権 | 普通株式 | 172,000 | — | 4,000 | 168,000 | 31 |
| | 平成19年新株予約権 (注) | 普通株式 | — | — | — | — | 16 |
| | 平成20年新株予約権 (注) | 普通株式 | — | — | — | — | 9 |
| | 平成21年新株予約権 (注) | 普通株式 | — | — | — | — | 10 |
| | 平成22年新株予約権 (注) | 普通株式 | — | — | — | — | 14 |
| 連結子会社 | — | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | — | — | 172,000 | — | 4,000 | 168,000 | 80 |

(注) 平成19年新株予約権36,100株、平成20年新株予約権44,000株、平成21年新株予約権43,000株及び平成22年新株予約権76,000株は、権利行使できる条件を充足したものではありません。

5. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成22年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 84 | 5円00銭 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月29日 |
| 平成22年11月11日 取締役会 | 普通株式 | 80 | 5円00銭 | 平成22年9月30日 | 平成22年12月10日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| (決議予定) | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年6月28日 定時株主総会 | 102 | 利益剰余金 | 6円50銭 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月29日 |

税効果会計

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

(1) 繰延税金資産（流動）

| | |
|--------------|--------|
| 未払事業税 | 39百万円 |
| 賞与引当金 | 78 |
| 在庫未実現利益 | 1 |
| その他 | 211 |
| 繰延税金資産（流動）小計 | 330百万円 |
| 評価性引当金額 | △66 |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 264百万円 |
| 繰延税金負債との相殺額 | △0 |
| 繰延税金資産（流動）純額 | 263百万円 |

(2) 繰延税金資産（固定）

| | |
|----------------|--------|
| 投資有価証券評価損 | 222百万円 |
| 長期末払金（役員退職慰労金） | 143 |
| 減価償却超過額 | 95 |
| その他 | 129 |
| 繰延税金資産（固定）小計 | 591百万円 |
| 評価性引当額 | △465 |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 125百万円 |
| 繰延税金負債との相殺額 | △91 |
| 繰延税金資産（固定）純額 | 33百万円 |

(3) 繰延税金負債（固定）

| | |
|--------------|----------|
| 固定資産圧縮積立金 | 1,546百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 9 |
| 資産除去債務 | 14 |
| 繰延税金負債（固定）合計 | 1,571百万円 |
| 繰延税金資産との相殺額 | 91 |
| 繰延税金負債（固定）純額 | 1,479百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 40.7% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.2 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.2 |
| 均等割による影響 | 1.0 |
| 評価性引当額 | 17.3 |
| その他 | 0.3 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 60.3 |

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗建設のための設備投資計画に照らして必要な資金（銀行借入や入居保証金）を調達しております。一時的な余資は銀行の定期預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、リスク回避のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で16年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程を定め、取引先との信用取引についての遵守事項を定めております。掛売りは原則として行いませんが、例外的に掛売りが認められる場合と承認申請の手順についてのルールを定めております。さらに、取引先ごとの売掛金残高は管理部門にて把握し、定期的に当該顧客を担当する拠点に通知し、拠点が責任をもって債権回収に当たる体制となっております。

また、個人顧客のクレジット利用により信販会社への売掛金が発生しますが、財務内容の良好な信販会社のみを取引対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い損害保険会社のため信用リスクはほとんどないと認識しております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、稟議等により承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いをできなくなるリスク）の管理

当社は経理部が各部署からの報告に基づき資金繰計画を作成・更新するとともに、出納日報により取引銀行の預金残高を確認することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品のなかには、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のほとんどは、財務内容が良好な信販会社向けのものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注1）を参照ください。）

(単位：百万円)

| | 連結貸借 対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------------|-------|----|
| (1) 現金及び預金 | 3,414 | 3,414 | — |
| (2) 売掛金 | 824 | | |
| 貸倒引当金 ※1 | △2 | | |
| | 821 | 821 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| ① その他有価証券 | 696 | 696 | — |
| 資産計 | 4,932 | 4,932 | — |
| (1) 買掛金 | 1,129 | 1,129 | — |
| (2) 未払法人税等 | 477 | 477 | — |
| (3) 長期借入金 ※2 | 116 | 119 | 2 |
| 負債計 | 1,724 | 1,726 | 2 |

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限到来の長期借入金を含めております。

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 種類 | 取得価額又は 償却原価 | 連結貸借 対照表計上額 | 差額 |
|--|----|----------------|----------------|-----|
| 連結貸借対照 表計上額が取得 価額又は償却 原価を超えるもの | 株式 | 385 | 463 | 78 |
| | 社債 | 100 | 101 | 1 |
| | 小計 | 485 | 564 | 79 |
| 連結貸借対照 表計上額が取得 価額又は償却 原価を超えないもの | 株式 | 153 | 132 | △21 |
| | 小計 | 153 | 132 | △21 |
| 合計 | | 638 | 696 | 58 |

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注1) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|------------|------------|
| 非上場株式 | 13 |
| 地震デリバティブ ※ | — |

※契約金額3億円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年内 | 1年超 5年内 | 5年超 10年内 | 10年超 |
|---|-------|------------|-------------|------|
| 現金及び預金 | 3,414 | — | — | — |
| 売掛金 | 824 | — | — | — |
| 有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの | — | — | 100 | — |
| 合計 | 4,238 | — | 100 | — |

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| 区分 | 1年内 | 1年超 5年内 | 5年超 10年内 | 10年超 |
|-------|-----|------------|-------------|------|
| 長期借入金 | 9 | 26 | 36 | 46 |

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

関連当事者との取引

(単位：百万円)

| 属性 | 氏名 | 職業 | 議決権等の 所有(%) | 取引の 内容 | 取引金額 |
|----|------|-----------|--------------------|------------|------|
| 役員 | 井上恵博 | 当社 取締役 | (被所有) 直接 1.2 | 四輪車 の販売 | 11 |

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引の内容の四輪車の販売は、当社規程に基づき行っております。

1株当たり情報

1. 1株当たり純資産額 1,540円12銭
2. 1株当たり当期純利益 34円06銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月20日

株式会社 ケーユーホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 山口直志 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 内野福道 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケーユーホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーユーホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第39期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月26日

株式会社 ケーユーホールディングス監査役会

常勤監査役 大石 雄 三 ⑩

監査役 細野 泰 司 ⑩

監査役 細野 保 ⑩

（注）監査役松本洋四郎は、本人の申し出により平成22年9月30日をもって辞任いたしました。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| [流動資産] | [3,766] | [流動負債] | [1,257] |
| 現金及び預金 | 853 | 関係会社短期借入金 | 820 |
| 有価証券 | 10 | 1年内返済予定の長期借入金 | 6 |
| 未収収益 | 328 | 未払費用 | 290 |
| 繰延税金資産 | 15 | 未払法人税等 | 16 |
| 関係会社短期貸付金 | 2,516 | 賞与引当金 | 25 |
| 未収法人税等 | 27 | 未払金 | 19 |
| その他 | 16 | その他 | 79 |
| [固定資産] | [18,856] | [固定負債] | [1,892] |
| (有形固定資産) | (13,067) | 長期借入金 | 107 |
| 建物 | 4,255 | 長期未払金 | 352 |
| 構築物 | 310 | 繰延税金負債 | 1,397 |
| 機械装置 | 0 | その他 | 35 |
| 工具・器具・備品 | 11 | 負債合計 | 3,150 |
| 土地 | 8,488 | 純資産の部 | |
| (無形固定資産) | (18) | [株主資本] | [19,350] |
| 電話加入権 | 15 | (資本金) | (6,321) |
| ソフトウェア | 3 | (資本剰余金) | (6,439) |
| (投資その他の資産) | (5,770) | 資本準備金 | 6,439 |
| 投資有価証券 | 659 | (利益剰余金) | (11,869) |
| 関係会社株式 | 4,873 | 利益準備金 | 193 |
| 出資金 | 0 | その他利益剰余金 | 11,675 |
| 長期前払費用 | 76 | 配当平均積立金 | 2 |
| 敷金・保証金 | 148 | 固定資産圧縮積立金 | 2,137 |
| 保険積立金 | 11 | 別途積立金 | 38 |
| その他 | 4 | 繰越利益剰余金 | 9,497 |
| 貸倒引当金 | △ 4 | (自己株式) | (△5,279) |
| | | [評価・換算差額等] | [41] |
| | | (その他有価証券評価差額金) | 41 |
| | | [新株予約権] | [80] |
| | | 純資産合計 | 19,473 |
| 資産合計 | 22,623 | 負債・純資産合計 | 22,623 |

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-----|-------|
| 営 業 収 益 | | 1,707 |
| 営 業 費 用 | | 1,201 |
| 営 業 利 益 | | 506 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 36 | |
| 受 取 地 代 家 賃 | 34 | |
| 雑 収 入 | 1 | 72 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 5 | |
| 賃 貸 資 産 減 価 償 却 費 | 8 | |
| 賃 貸 資 産 賃 借 料 | 17 | 30 |
| 経 常 利 益 | | 548 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 237 | |
| そ の 他 | 1 | 239 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 10 | |
| 減 損 損 失 | 718 | 729 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 58 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 31 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | 114 |
| 当 期 純 損 失 | | △87 |

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|----------------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 |
| 平成22年3月31日 残高 | 6,321 | 6,439 | 6,439 | 193 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — |
| 当期純損失 | — | — | — | — |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — |
| 固定資産圧縮 積立金の取崩 | — | — | — | — |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額 (純額) | — | — | — | — |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | — |
| 平成23年3月31日 残高 | 6,321 | 6,439 | 6,439 | 193 |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------|---------------|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------|----------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | その他利益剰余金 | | | | | 利益剰余 金 合 計 | | |
| | 配当平均 積立金 | 固定資産 圧縮積立金 | 別 途 積 立 金 | 繰越利益 剰 余 金 | 利益剰余 金 合 計 | | | |
| 平成22年3月31日 残高 | 2 | 2,221 | 38 | 9,665 | 12,121 | △4,942 | 19,940 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | △164 | △164 | — | △164 | |
| 当期純損失 | — | — | — | △87 | △87 | — | △87 | |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | — | △337 | △337 | |
| 固定資産圧縮 積立金の取崩 | — | △84 | — | 84 | — | — | — | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額 (純額) | — | — | — | — | — | — | — | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | △84 | — | △168 | △252 | △337 | △589 | |
| 平成23年3月31日 残高 | 2 | 2,137 | 38 | 9,497 | 11,869 | △5,279 | 19,350 | |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|----------------------------------|------------------|----------------|-------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成22年3月31日 残高 | 56 | 56 | 67 | 20,064 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | △164 |
| 当期純損失 | — | — | — | △87 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △337 |
| 固定資産圧縮 積立金の取崩 | — | — | — | — |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額 (純額) | △15 | △15 | 13 | △1 |
| 事業年度中の変動額合計 | △15 | △15 | 13 | △591 |
| 平成23年3月31日 残高 | 41 | 41 | 80 | 19,473 |

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建物 | 5年～40年 |
| 構築物 | 7年～20年 |
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)による定額法
 - (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。
5. その他の重要な会計方針
消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,379百万円
3. 債務保証
関係会社（株式会社ファイブスター東名横浜、株式会社シュテルン世田谷、株式会社モトーレン東名横浜、株式会社ファーレン神奈川中央）の仕入債務に対する債務保証 284百万円

損益計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
(1) 関係会社からの営業収益 1,707百万円
(2) 関係会社からの受取利息 17百万円
3. 固定資産除却損の内訳
建物 1百万円
構築物 7
工具・器具・備品 2
計 10百万円
4. 減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場 所 | 用 途 | 種 類 | 金額(百万円) |
|------------------|-------|-----|---------|
| 千葉県千葉市 千葉県市原市 | 賃貸用資産 | 土地 | 718 |

事業用資産については、管理会計上の事業所単位ごとにグルーピングしております。

収益性が低下している上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（718百万円）として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価価額を参考に評価しております。

株主資本等変動計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度における自己株式の種類及び株式数
普通株式 7,255,424株

税効果会計

1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 繰延税金資産（流動） | |
| 賞与引当金 | 10百万円 |
| その他 | 23 |
| 繰延税金資産（流動）小計 | 33百万円 |
| 評価性引当額 | △18 |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 15 |
| (2) 繰延税金資産（固定） | |
| 投資有価証券評価損 | 222百万円 |
| 長期未払金（役員退職慰労金） | 143 |
| 減価償却超過額 | 39 |
| その他 | 125 |
| 繰延税金資産（固定）小計 | 530百万円 |
| 評価性引当額 | △456 |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 74百万円 |
| 繰延税金負債との相殺額 | △74 |
| 繰延税金資産（固定）純額 | 一百万円 |
| 繰延税金負債（固定） | |
| 固定資産圧縮積立金 | △1,466百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △4 |
| 繰延税金負債（固定）合計 | △1,471百万円 |
| 繰延税金資産との相殺額 | 74 |
| 繰延税金負債（固定）純額 | △1,397百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 40.7% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 23.4 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △159.8 |
| 均等割による影響 | 2.1 |
| 評価性引当額 | 345.8 |
| その他 | △0.9 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 251.3 |

関連当事者との取引

(1) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-------|------------|--------|-------------------|-----------|-----------------------|--------|--------|--------|---------------|-----------|---------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | ㈱ケーユー | 東京都町田市 | 50 | 小売業 | (所有) 直接 100.0 | 兼任4名 | 資金の借入 | 資金の借入 | 820 | 関係会社短期借入金 | 820 |
| | | | | | | | | 利息の支払 | 2 | 未払費用 | 0 |
| | | | | | | | | 不動産の賃貸 | 521 | — | — |
| | ㈱モトレン東名横浜 | 東京都町田市 | 50 | 小売業 | (所有) 直接 100.0 | 兼任4名 | 資金の貸付 | 資金の貸付 | — | 関係会社短期貸付金 | 2,221 |
| | | | | | | | | 利息の受取 | 15 | 未収利息 | 1 |
| | ㈱ファレン神奈川中央 | 東京都町田市 | 10 | 小売業 | (所有) 直接 100.0 | 兼任5名 | 資金の貸付 | 資金の貸付 | — | 関係会社短期貸付金 | 295 |
| 利息の受取 | | | | | | | | 1 | 未収利息 | 0 | |

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 不動産の賃貸料は、当社規程に基づき決定しております。

3. 資金の貸借については、市場金利を勘案して決定しており、担保の授受はありません。

1株当たり情報

- 1株当たり純資産額
- 1株当たり当期純損失

1,226円78銭
△5円42銭

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月20日

株式会社 ケーユーホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 山口直志 ⑩ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 内野福道 ⑩ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケーユーホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月26日

株式会社 ケーユーホールディングス 監査役会

常勤監査役 大石 雄 三 ㊟

監査役 細野 泰 司 ㊟

監査役 細野 保 ㊟

(注) 監査役松本洋四郎は、本人の申し出により平成22年9月30日をもって辞任いたしました。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と位置付けており、内部留保を充実しつつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績の状況や財務体質の強化、今後の成長戦略のための内部留保等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当（1株あたり5円）とあわせまして、年間の配当額は1株あたり11円50銭となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、102,749,322円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|-------|-------------------------------------|--|-----------|
| 1 | いのうえ よしひろ 井上 恵博 (昭和11年7月22日生) | 昭和47年10月 当社を設立、取締役 昭和49年12月 当社代表取締役社長 昭和63年6月 株式会社ビ・ケーユー（現株式会社シュテルン世田谷）代表取締役（現任） 平成13年3月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 平成16年11月 株式会社モトーレン東名横浜代表取締役（現任） 平成19年10月 株式会社ケーユー代表取締役（現任） 平成20年6月 株式会社ファイブスター世田谷（現株式会社ファイブスター東名横浜）代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ケーユー代表取締役会長 株式会社シュテルン世田谷代表取締役会長 株式会社モトーレン東名横浜代表取締役会長 株式会社ファイブスター東名横浜代表取締役会長 | 189,060株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|------------------------------------|--|---------------|
| 2 | ばんどう てつゆき 板東 徹行 (昭和37年3月2日生) | 昭和61年4月 株式会社ジャック クス入社 平成5年3月 興亜火災海上保 険株式会社(現 日本興亜損害保 険株式会社)入 社 平成15年1月 株式会社シュテ ルン世田谷入社 専務取締役 平成15年1月 当社入社専務執 行役員 平成16年6月 株式会社シュテ ルン世田谷代 表取締役社長 (現任) 平成16年12月 株式会社タウ取 締役(現任) 平成17年6月 株式会社モト レン東名横浜取 締役 平成19年10月 当社代表取締役 副社長(現任) 平成20年6月 株式会社ファイ ブスター世田谷 (現株式会社フ ァイブスター東 名横浜)代表取 締役社長(現 任) 平成22年6月 株式会社モト レン東名横浜代 表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社シュテルン世田谷代 表取締役社長 株式会社モトレン東名横浜代 表取締役社長 株式会社ファイブスター東名横 浜代表取締役社長 | 100,972株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|------------------------------------|---|---------------|
| 3 | いのうえ ひさなお 井上 久尚 (昭和43年5月6日生) | 平成5年4月 安田火災海上保 険株式会社(現 株式会社損害保 険ジャパン)入 社 平成12年7月 当社入社 経営企画室部長 平成13年6月 当社執行役員 平成14年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役 営業副本部長兼 技術部長 平成16年7月 当社代表取締役 副社長営業本部 長兼技術部長 平成17年7月 当社代表取締役 兼副社長執行役 員営業本部長 平成19年10月 株式会社ケーユ ー代表取締役兼 副社長執行役員 平成19年10月 当社代表取締役 副社長(現任) 平成22年6月 株式会社ケーユ ー代表取締役社 長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ケーユ ー代表取締役社 長 | 165,940株 |
| 4 | いまげき さとし 今関 諭志 (昭和25年8月1日生) | 昭和55年3月 当社入社 平成6年6月 当社取締役経営 企画室長 平成7年6月 当社常務取締役 経営企画室長 平成15年6月 当社専務取締役 営業副本部長兼 経理部長兼経営 企画室長 平成16年7月 当社専務取締役 経理部長兼経営 企画室長 平成17年4月 当社専務取締役 経理部長 平成17年7月 当社取締役兼専 務執行役員 平成19年10月 当社専務取締役 (現任) 平成19年10月 株式会社ケーユ ー取締役兼専務 執行役員(現 任) | 60,852株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|--|--|---------------|
| 5 | <p style="text-align: center;">はしもと まさゆき 橋本 雅之 (昭和33年6月13日生)</p> | <p>平成3年10月 インチケープモーターズ株式会社入社</p> <p>平成12年10月 株式会社シュテルン世田谷入社</p> <p>平成15年4月 株式会社シュテルン世田谷執行役員営業本部新車担当兼世田谷支店長</p> <p>平成17年6月 株式会社シュテルン世田谷取締役執行役員営業本部新車担当兼世田谷支店長</p> <p>平成20年7月 株式会社シュテルン世田谷取締役常務執行役員営業本部長兼新車販売部長兼メルセデス・ベンツ世田谷南店長</p> <p>平成21年1月 当社常務執行役員</p> <p>平成21年6月 当社常務取締役(現任)</p> <p>平成22年1月 株式会社シュテルン世田谷取締役常務執行役員営業本部長兼新車本部長兼メルセデス・ベンツあざみ野店長(現任)</p> | 17,300株 |
| 6 | <p style="text-align: center;">ほりうち のぶやす 堀内 伸泰 (昭和25年9月11日生)</p> | <p>昭和50年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行</p> <p>平成17年4月 当社入社 経営企画室長</p> <p>平成19年6月 当社取締役経営企画室長</p> <p>平成19年10月 当社取締役経営企画部長</p> <p>平成21年4月 当社取締役総合企画部長(現任)</p> | 11,800株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所 有 す る 当 社 株 式 数 |
|-----------|------------------------------------|--|----------------------|
| 7 | いながき まさよし 稲垣 正義 (昭和40年1月2日生) | 昭和62年4月 当社入社 平成11年9月 当社第5ブロッ ク長 平成13年4月 当社営業企画室 長 平成14年4月 当社店舗開発室 長 平成19年6月 当社取締役店舗 開発室長 平成19年10月 当社取締役店舗 開発部長 (現任) | 16,500株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、何れも特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「4. (1) 取締役および監査役の氏名等」(14頁)に記載のとおりであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役細野保氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、平成22年9月30日をもって監査役松本洋四郎氏が辞任により退任いたしましたので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位および 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|--|---|---------------|
| 1 | ほその たもつ 細野 保 (昭和11年7月22日生) | 平成5年3月 有限会社サザンゴルフガーデン（現有限会社角松屋）代表取締役 平成6年6月 当社監査役 平成18年4月 当社監査役退任 平成18年5月 有限会社サザンゴルフガーデン（現有限会社角松屋）取締役（現任） 平成19年6月 当社監査役（現任） 平成21年2月 株式会社細野商会代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社細野商会代表取締役 | 2,100株 |
| 2 | ※ やまのくち ひさと 山之口 久人 (昭和9年4月10日生) | 昭和32年4月 日本味噌株式会社入社 昭和37年3月 日本コロムビア株式会社入社 昭和44年8月 三宝建設株式会社入社 昭和47年3月 朝日リビング株式会社を設立、代表取締役 平成13年3月 朝日リビング株式会社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 朝日リビング株式会社代表取締役会長 | 一株 |

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 細野保氏および山之口久人氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は細野保氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、山之口久人氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 細野保氏および山之口久人氏につきましては、経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 細野保氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年であります。
6. 細野保氏および山之口久人氏が監査役に選任され就任した場合、当社は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該責任の限度額は、当社定款に定めるとおりであります。
- なお、現任の監査役細野泰司氏との間におきましても、新たに同様の契約を締結する予定であります。

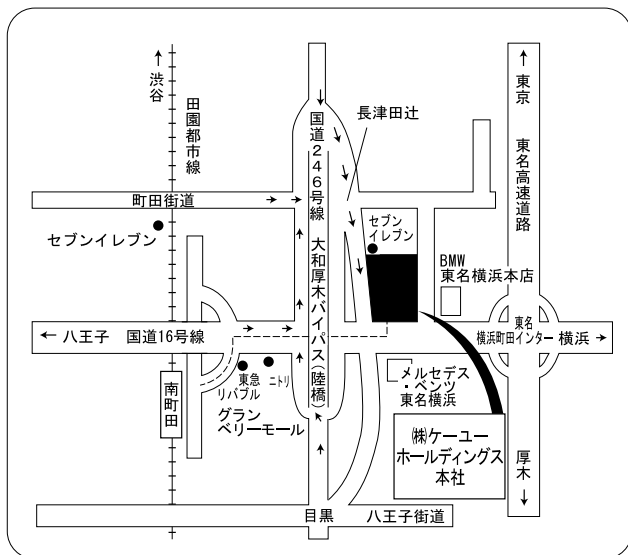
以 上

第39期定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都町田市鶴間1670番地

株式会社ケーユーホールディングス本社
5階 会議室

電話 042-799-2130



東名高速道路：横浜町田I.C町田方面出口より1分

最寄駅：東急田園都市線 南町田駅 徒歩約8分